

壱岐市農業委員会定例会（令和元年12月）

議 事 録

1. 開催日時 令和元年12月20日（金） 午後4時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第65号 令和元年度農用地利用集積計画の承認について
(第5回)
 - 議案第66号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の
決定について
 - 議案第67号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画
(案) に関する意見について

7. その他

開 会 （ 午後 4 : 0 0 ）

事務局

皆さん改めまして、こんにちは。
ご案内の時間になりましたので、只今から令和元年12月の農業委員会の総会を開会致します。
本日は、…番…委員さんより欠席の届け出がでております。
本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】
それでは、座らせて頂きまして、これより早速、議事に入らせて頂きます。
まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】
本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いを致したいと思っております。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

44番 土地の所在

郷ノ浦町有安触	字上坂	地目	田	面積	564㎡
同じく		地目	田	面積	933㎡
郷ノ浦町有安触	字深坂	地目	田	面積	817㎡
郷ノ浦町有安触	字西ノ原	地目	田	面積	1,633㎡
同じく		地目	田	面積	672㎡
郷ノ浦町有安触	字宮山	地目	田	面積	1,838㎡
同じく		地目	田	面積	1,494㎡
同じく		地目	田	面積	354㎡

計 田が8筆で8,305㎡

譲渡人、.....

譲受人、.....

経営地は、田が16,912㎡、畑が8,461㎡、計の25,373㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に牧草の作付けです。農機具はトラクター、ロールベアラー、ラッピングマシン、軽トラを所有されてあります。農作業暦は35年です。通作距離は、遠いもので400m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、牧草を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12月17日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。事務局から説明のあった通りでございますけども・・・君については、現在、株式会社を設立して牛が今35頭程おって、それからまた45頭牛舎を建てる計画を致しております。この・・・氏の田については、現在でも飼料を作っておるようでございますので、規模拡大に向けてのこういう土地がいるという事で、承認をお願い致したいと思っております。よろしく願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第63号44番は決定いたします。

続きまして、45番の説明を求めます。

事務局 はい、45番土地の所在

郷ノ浦町釘山触 字柿ノ木 ・・・・ 地目 田 面積 1, 208㎡

同じく ・・・・ 地目 田 面積 619㎡

計 田が2筆で1, 827㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が4, 746㎡、畑が5, 324㎡、計 10, 070㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で耕作出来ない為、現に耕作している譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて引き続き耕作に従事する。という

ものです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・たばこ、飼料の作付けです。農機具はトラクター、タバコ収穫機、トラックを所有してあります。田植機は共同のものを利用してあります。稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人が20年、妻15年です。通作距離は300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稻を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12月17日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。今、事務局の説明があった通りで、譲受人の・・・さんと現地確認を17日に行いました。申請地は、・・・さんが米を作られており、購入後も同様に米を作られる予定ですので、大丈夫かと思えます。

・・・さんは認定農業者でもあり、また、農業士の役も持っておられますので、何ら問題はないかと思えます。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第63号45番は決定いたします。次の46番は、・・・委員の関係の案件でございますので、会議規則第15条に従いまして、退席をお願いします。

----- (・・・委員退席) -----

46番の説明を求めます。

事務局 はい、46番 土地の所在

芦辺町諸吉二亦触 字小水・・・・・・ 地目 田 面積 531m²

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 1,520m²

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 1,759m²

計 田が3筆で3,810m²

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が13,113㎡、畑が3,140㎡、計16,253㎡です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主にアスパラガスの栽培です。農機具は管理機、軽トラを所有してあります。トラクターは共同のものを利用してあります。農作業暦は1年であります。ご両親の指導を受けながらされてあります。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12月17日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

中尾委員 皆さんこんにちは。本来ならば、・・・委員さんの担当地区であります。議事参与の制限によりまして、・・・委員さんが退席をされておりますので、代わりまして補足説明をさせていただきます。事務局の説明のとおり17日に現地の確認を行いました。・・・さんは、壱岐に帰って来られて新規就農者として研修をされておまして、家の周りのハウスに既にアスパラガスを作っております。何ら問題は無かろうかと思いますが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第63号46番は決定いたします。

----- (・・・委員入席) -----

続きまして議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

6番 土地の所在

勝本町東触 字水畑 地目 畑 面積 317㎡

転用目的 一般個人住宅

申請人、.

申請理由 現在の居宅が老朽化している為、申請地に居宅を建築したいので、申請します。というものです。農用地区域除外は、県の同意を得て、令和元年12月3日に完了をいたしております。

農地の分類は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地であります。例外許可要件の集落接続の住宅に該当すると判断をいたしております。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。農用地区域除外の折（9月24日）に、. . . 委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

. . . 委員 議長。

議長 はい、. . . 番 . . . 委員。

. . . 委員 はい、担当の. . . です。只今事務から説明のあった通りです。一応9月の農用地区域除外の時に説明をしております。一昨日電話で確認しました所、計画の変更はないという事で許可が下り次第、建設の方を進めたいという事でした。図面にもございます通り浄化槽も設置されて排水等も注意されるようですので、周辺農地への影響はないかと思われまます。宅地自体は今、後ろの方に家が建っておりますが、急傾斜で老朽化しているという事で前の方に家を出して新たに建築する予定でございます。以上で説明を終わります。皆さん方のご審議をお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第64号6番は意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第65号「令和元年度 農用地利用集積計画の承認について（第5回）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願いします。議案第65号「令和元年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度5回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は86件、借手が49人、貸手が80人です。田が154筆で161,548㎡、畑が77筆で103,675㎡、合計が231筆で265,223㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、8頁～15頁に掲載しております。

よろしくお願ひ致します。

議長

はい、以上の説明でございますけど、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第65号も決定いたします。

続きまして、議案第66号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第67号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思ひます。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第66号と議案第67号は一括して説明させていただきます。16頁をお願ひ致します。

議案第66号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

17頁の令和元年12月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度16頁をお願ひ致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定の10年間の田が1筆で954㎡、使用貸借権設定の10年間の畑が3筆で3,596㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思ひます。

続きまして、18頁をお願ひ致します。議案第67号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。19頁の令和元年12月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度18頁をお願ひ致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第66号で説明致した通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第66号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であり
ます。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議な
いようですので、議案第66号と議案第67号は原案のとおり決定いたします。
その旨回答いたします。

それでは、その他の件をお願いします。

事務局

令和元年10月28日付け1長農議第142号で通知があった農業委員会
の綱紀肅正について及び令和元年12月18日付け1長農議第161号で通
知があった「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施と今後の対応に
ついての説明後、下記事項を決議した。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関であ
る農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利
用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接するこ
とも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなけれ
ばならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守
を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に
農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同
第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保
すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵
守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月20日
壱岐市農業委員会

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆
さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了さ
せて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ
でございました。